

# 通所サービス重要事項説明書

(介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第一号通所事業)

## 1. 事業者及び事業所

### 【事業者】

事業者名称	社会福祉法人芸北福祉会
代表者名	理事長 齋藤 正守
所在地	広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀 821 番地
電話番号	0826-22-1075
FAX番号	0826-22-1076

### 【事業所】

事業所名称	デイサービスセンター仙水園
指定年月日	平成30年4月1日
指定事業所番号	3473500878
所在地	広島県山県郡北広島町荒神原 200 番地
電話番号	0826-35-0975
FAX番号	0826-36-3013
管理者氏名	堀田 早苗

## 2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ご利用者の居宅において、ご利用者の希望に添い、可能な限りご自宅で自立した生活ができるように、適切なサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ ご利用者をご自宅で保有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活の援助、及び機能訓練を行い、ご利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持、並びにご利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。</li><li>◆ ご利用者の状態の軽減、悪化の防止になるよう、計画的にご利用者の状態に沿って適切なサービスを提供します。</li><li>◆ 事業所は、常にご利用者の心身の状況を的確に把握しながら、相談助言等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを、ご利用者の希望に添って適切に提供します。特に、認知障害のあるご利用者に対しては、必要に応じて、その特性に対応できるサービスが提供できる体制を整備します。</li></ul>

### 3. デイサービスの内容

事業所の提供するサービスは、生活指導・介護・健康チェック・送迎・給食・入浴・日常動作訓練・レクリエーション等です。

#### ◆ ご利用者ごとのサービス内容について

サービスは、介護予防サービス計画書または、介護予防ケアマネジメントに基づくケアプラン(以下、「介護予防サービス計画等」という。)に沿って第一号通所サービス(介護予防通所介護相当)計画(以下、「サービス計画」という。)を作成し、計画的に提供します。

ご利用者へのサービスは、次の施設及び日程で行います。

サービス提供 を行う施設	名 称	デイサービスセンター仙水園	
	所在地	北広島町荒神原 200 番地	TEL0826-35-0975

- ・営業日 … 毎週 月曜日 ～ 金曜日
- ・休業日 … 土・日曜日・年末年始(12月31日・1月1,2,3日)
- ・営業時間 … 8時30分～17時15分
- ・サービス提供時間 … 9時00分～16時00分

### 4. 利 用 料 等

#### 【利用料について】 ※料金表は別紙参照

- ◆ 利用者の体調不良や状態の改善等によりサービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割り引き又は増額はいたしません。
- ◆ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
  - ① 月途中に要介護から要支援または、総合事業対象者に変更となった場合
  - ② 月途中に要支援または総合事業対象者から要介護に変更となった場合
  - ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ◆ 通常の事業実施地域内での送迎費用のご負担はありませんが、通常の事業実施地域を越えて送迎を行う場合、事業実施区域を越えた地点から、1kmあたり30円を実費として徴収します。

この場合、ご利用者またはご利用者のご家族には事前に説明し、文書によりご了解を確認します。

### 【お支払いについて】

- ◆ ご利用料金の当月分を翌月 15 日までに、利用料の明細を記載した請求書により通知します。
- ◆ お支払いの方法は原則として口座振替（ご指定農協・郵便局）としますが、やむを得ない場合現金による支払いも可能です。
- ◆ 請求を行った月の 20 日にご指定口座より振替をさせていただきます。
- ◆ お支払いの方法について特別なご相談がある場合は、早めにご相談下さい。

### 【キャンセル料について】

（食費について）

- ※ 2 日前までのキャンセル・・・無料
- ※ 前日 17 時までのキャンセル・・・半額
- ※ 前日 17 時以降のキャンセル・・・全額

## 5. 事業の通常実施地域

事業所の通常の事業実施地域は北広島町芸北地域及び安芸太田町地域の範囲です。

## 6. 職員の職種、人員

### 【主たる事業所】

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 名	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員	1 名以上	利用者及び家族の相談対応、サービスの調整、他の機関との連携
介 護 職 員	2 名以上	入浴介助・食事介助他
看 護 職 員	1 名以上	健康チェック等
機能訓練指導員	1 名以上	機能訓練指導・日常生活動作訓練指導
調 理 員	1 名	給食の調理

## 7. 事業所の利用定員

事業所の 1 日当たりの利用定員は、20 人です。

## 8. サービス利用上の留意事項等

ご利用者がサービスを利用される場合は、つぎの事項をお守り下さい。

- ① 施設の設備及び備品を故意に壊さないこと。
- ② 他のご利用者に迷惑を及ぼす行為、宗教活動、政治活動を行わないこと。
- ③ 感染症や持病により体調が悪い時は、主治医や事業所の指示に従うこと。
- ④ 送迎の予定に変更があれば、予定日の前日17時までに事業所に連絡すること。
- ⑤ 体調不良の時に、サービスを利用する場合には、事前にその状態を事業所に知らせること。
- ⑥ 体調の不良等で事業所が通常提供する食事内容では不都合と思える場合には、事前に健康状態と共に事業所に連絡すること。
- ⑦ 事業所の提供するレクリエーション・趣味活動の内容に特に不満がある場合には、事業所に申し入れを行うこと。

## 9. 個人情報の保護

業務上知り得たご利用者およびそのご家族の情報は、職務担当従事者が在職中はもとより退職後も、また契約終了後においても第三者に漏らす行為は行いません。

また、ご利用者により良いサービスを提供するための、サービス提供担当者会議、医療機関・医師等にサービス基礎資料として、ご利用者およびご家族の情報を提供する場合は、別に提出いただく「個人情報使用同意書」に従います。ただし、緊急やむを得ず、しかもご利用者の利益を確保するために、個人情報使用同意書によらず情報を提供した場合には、事後に使用の状況を説明すると共にご了解を得ます。

## 10. 緊急時対応および事故防止発生時対応

- ◆ ご利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡等の措置を講じると共に、ご家族に連絡いたします。
- ◆ この契約に基づきご利用者に対しサービスの提供を行う従業者には、日頃から事故防止を厳しく喚起します。万が一事故が発生した場合には、ご家族及び関係市町へ連絡するとともに、関係者と協力して迅速に最善の措置を講じます。また事故の原因が事業所の責任であることが明確な場合は、契約書のとおり速やかに賠償に応じます。

## 11. 非常災害対策

- ◆事業所は サービスの提供中に天災・その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じ、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- ◆非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

## 12. 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施いたします。

## 13. 衛生管理

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ◆事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針整備。
- ◆事業所において、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練の定期的な実施。
- ◆サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。

## 14. 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます

- ◆虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員への周知徹底。
- ◆虐待防止のための指針整備。
- ◆従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施。

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報します。

## 15. 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身

体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

## 16. 相談窓口・苦情対応

- ◆ サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応します。

事業所相談 担当	電話番号	0826-35-0975
	FAX番号	0826-36-3013
	管理者	堀田 早苗
	対応時間帯	8:30~17:15

### 公的機関苦情窓口

北広島町役場 福祉課 (介護保険係)	所在地	広島県山県郡北広島町有田1234
	電話番号	0826-72-7352
	FAX番号	0826-72-5243
	対応時間帯	8:30~17:15

### 公的機関苦情窓口

広島県国民 健康保険団 体連合会	所在地	広島市中区東白島19-49
	電話番号	082-554-0783
	FAX番号	082-511-9126
	対応時間帯	8:30~17:15

- ◆ 処理手順

- ① ご利用者からの苦情の実態の正確な把握に努めます。
- ② ご利用者にご理解が有る場合は正しい理解を得るように努めます。
- ③ 事業所に原因が有る場合は提供方法の改善を行います。

## 17. その他

- ◆ 分からないことがあれば、いつでもご遠慮なく事業所または担当職員にお尋ねください。
- ◆ 正当な理由があれば、担当職員の変更に応じます。
- ◆ 当事業所の理由により担当職員を変更する場合は、事前にご了解を得ます。
- ◆ 苦情申立によりいかなる不利益な扱いは一切いたしません。

**【重要事項・サービス内容説明確認】**

私は、「通所サービス重要事項説明書」に基づいて、デイサービスセンター仙水園生活相談員 氏名 \_\_\_\_\_ から、説明を受けた本内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 広島県山県郡北広島町

氏 名 \_\_\_\_\_ ④

利用者の家族等の立会者 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ④

続 柄 \_\_\_\_\_